

令和6年度 ゆめいくワークサポート事業助成金

交付申請の手引き

申請等に関するお問い合わせ先

社会福祉法人 島根県社会福祉協議会（担当：吉岡）
〒690-0011 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根5階
TEL 0852-32-5972 FAX 0852-32-5982
Eメール shougai@fukushi-shimane.or.jp



人・そだて 人・ともに 人・くらす わが島根づくり

社会福祉法人 島根県社会福祉協議会

1. 交付対象事業に関する条件について

- ・「ゆめいくワークサポート事業助成金交付要綱」をご確認ください。

2. 申請手続きについて

(1) 提出書類

- ・以下の①～④の書類を作成し、原本1部、写し1部を提出してください。

なお、④については写し2部の提出でも構いません。

①「様式第1号 助成金交付申請書」

②「様式第1号の2 事業計画書」

③「様式第1号の3 収支予算書」

④ 付属書類(SWOT分析表・パンフレット・見積書等)

- ・申請様式はホームページからダウンロードできます。以下のURLを入力いただくか、“ゆめいくワークサポート”で検索してください。

○ホームページURL <https://you-make.jp/>

- ・申請内容について後日照会させていただく場合がありますので、申請書類はお手元にコピーを取った上で提出してください。
- ・1つの事業を2以上の事業所が参加して申請する場合は、1つの事業所が代表して申請してください。

(2) 書類提出先

- ・所在地の市町村社会福祉協議会へ提出してください。
- ・郵送で提出される場合は、事前に提出先の市町村社会福祉協議会へ連絡をお願いします。

(3) 申請の受付期間

- ・令和6年1月19日(金)まで **※必着**

3. 申請書類作成にあたっての注意点等について

- ・申請書作成にあたっては「記入例」をよくご確認ください。
- ・本助成金で10万円以上の備品を購入する場合は、当該物品のカタログ及び複数業者からの見積書の写しを提出してください。
- ・記載漏れ、また費用積算の誤り等がないか確認の上、提出してください。
- ・所定の様式はみだりに変更しないでください。

4. 助成対象経費についての注意点等について

- ・交付要綱第4条に定める、「助成対象事業の実施に直接必要とならない経費」とは、以下の経費となります。

※事業所家賃、水道光熱費、本助成金の申請に係る郵券料など

5. 申請の審査及び採択について

< 審査方法 >

- ・ 審査委員会にて対面審査を行います。申請受理後、審査の日時、及び会場をお知らせします。
(令和6年2月～3月頃の開催を予定)
- ・ 審査委員会では、申請内容(事業概要やSWOT分析表等)についてプレゼンテーション形式で発表をいただきます。その後、審査委員との質疑応答を行います。
- ・ 1件の審査については、概ね10分程度を予定しています。

< 審査基準 >

- ・ 以下の5点を基準とし、審査委員の合議により採択の可否を判断します。
- ①利用者への還元度(利用者の工賃向上や利用者数の増員、利用者の作業環境の改善)が高いか
 - ②事業所所在市町村域における活動の広がり(域内の企業や団体等との連携強化や、同域内の活性化、障がい理解の拡大)につながるか
 - ③実施体制(スケジュール含む)に実効性があるか
 - ④独自性・斬新さ・面白さがあるか
 - ⑤事業の継続性が見込まれるか

< 採択について >

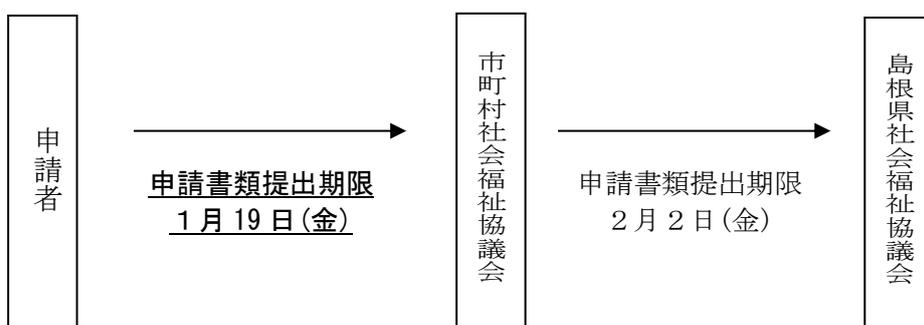
- ・ 審査委員会後、1週間程度をめどに全ての申請者に対し審査結果をお知らせします。

6. 採択後の手続きについて

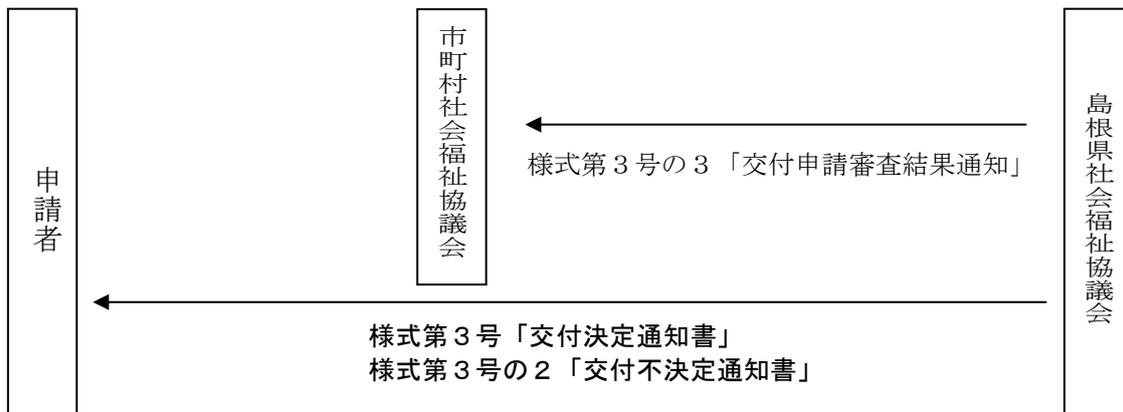
- ・ 希望に応じ、助成金の概算払いが可能です。所定の様式にて申請してください。
なお、助成金の支払いは令和6年4月以降となります。
- ・ 採択事業の完了後は、交付要綱に基づき実績報告を行ってください。報告にあたっては助成対象経費すべてについて領収書の写しの提出が必要となりますので必ず保管してください。
なお、複数年度にまたがって実施する事業については、交付要綱に基づき毎年度末に事業実施報告を行ってください。

7. 事務手続きの流れ(参考図)

(1) 助成金交付申請



(2) 審査結果通知



(3) 採択後の手続き

